

- 5 この訓令の施行の際現に総合調整局政策審議員及び総合調整局危機管理室課長補佐兼務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、総務部総務審議員及び総務部危機管理室課長補佐兼務を命ぜられたものとする。
- 6 この訓令の施行の際現に企画振興部付及び企画振興部企画課勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、総合政策局付及び総合政策局企画課勤務を命ぜられたものとする。
- 7 この訓令の施行の際現に企画振興部付及び企画振興部文化企画課勤務を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、同一の勤務条件をもって、地域振興部付及び地域振興部文化企画課勤務を命ぜられたものとする。
(熊本県旅券センター設置規程の一部改正)
- 8 熊本県旅券センター設置規程(平成2年熊本県訓令第16号)の一部を次のように改正する。
第1条、第4条及び第6条中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。
(熊本県水資源開発室設置規程の一部改正)
- 9 熊本県水資源開発室設置規程(平成4年熊本県訓令第22号)の一部を次のように改正する。
第1条、第4条及び第6条中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。
(熊本県都市圏振興室設置規程の一部改正)
- 10 熊本県都市圏振興室設置規程(平成12年熊本県訓令第32号)の一部を次のように改正する。
第1条、第4条及び第6条中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。
(熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程の一部改正)
- 11 熊本県新幹線・並行在来線対策室設置規程(平成13年熊本県訓令第33号)の一部を次のように改正する。
第1条、第4条及び第6条中「企画振興部」を「地域振興部」に改める。
(経過措置)
- 12 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる室に勤務を命ぜられている者は、次項の規定による場合又は別に辞令の発せられる場合のほか、同一の勤務条件をもって、それぞれ同表の新欄に掲げる室に勤務を命ぜられたものとする。

旧	新
企画振興部地域政策課熊本都市圏振興室	地域振興部地域政策課熊本都市圏振興室
企画振興部国際課旅券センター	地域振興部国際課旅券センター
企画振興部交通対策総室新幹線・並行在来線対策室	地域振興部交通対策総室新幹線・並行在来線対策室
企画振興部土地資源対策課水資源開発室	地域振興部土地資源対策課水資源開発室

- 13 この訓令の施行の際現に次の表の旧欄に掲げる職を命ぜられている者は、別に辞令の発せられない限り、それぞれ同表の新欄に掲げる職を命ぜられたものとする。

旧		新	
部(局)	職務	部(局)	職務
企画振興部	地域政策課熊本都市圏振興室長兼務	地域振興部	地域政策課熊本都市圏振興室長兼務
	国際課旅券センター長兼務		国際課旅券センター長兼務
	交通対策総室新幹線・並行在来線対策室長兼務		交通対策総室新幹線・並行在来線対策室長兼務
	土地資源対策課水資源開発室長兼務		土地資源対策課水資源開発室長兼務

(熊本県公印規程の一部改正)

- 14 熊本県公印規程(昭和32年熊本県訓令甲第20号)の一部を次のように改正する。
別表第1第24号の項中「熊本県総合調整局長」を「熊本県総合政策局長印」に、「総合調整局」を「総合政策局」に改め、同表第25号の項及び第26号の項を次のように改める。

25	熊本県総務部長印	方 24	一般文書用	総務部	私学文書課長
26	熊本県総務部危機管理監印	方 21	一般文書用	総務部危機管理室	危機管理室長

別表第1第27号の項中「熊本県企画振興部長印」を「熊本県地域振興部長印」に、「企画振興部」を「地域振興部」に改める。

別表第2第24号の項中「熊本県総合調整局長」を「熊本県総合政策局長」に改め、同表第25号及び第26号の項を次のように改める。

熊 本 県 総 務 部 長	熊 本 県 総 務 部 危 機 管 理 監
------------------	-----------------------------

縦24 横24 縦21 横21

別表第2第27号の項中「熊本県企画振興部長」を「熊本県地域振興部長」に改める。
(熊本県文書規程の一部改正)